

インクルーシブ教育システム・将来に向けた指導に関する内容

	ページ
○ インクルーシブ教育システムの構築に向けて	55
○ 社会的自立をめざして	57

○…肢体不自由・身体虚弱・弱視・難聴の特別支援学級においても参考になる資料

インクルーシブ教育システムの構築に向けて

日本が目指すインクルーシブ教育システム

1 障害者の権利に関する条約について

国連で採択され、日本においては平成26年1月に批准書の寄託、公布及び告示を経て、同年2月に効力が生じました。教育に関しては、第24条で、「人間の多様性を尊重しつつ精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害者が差別を受けることなく、障害のない人と共に生活し、共に学ぶ教育（インクルーシブな教育）の実現」が求められています。今後、合理的配慮や多様な学びの場、共生社会の推進等の施策が段階的に実施されていきます。

2 インクルーシブ教育システムとは

インクルーシブ教育システムとは、条約によれば、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされています。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学び

の場」を用意しておくことが必要になります。それぞれの児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感、達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要とされています。

3 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒たちと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

合理的配慮の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼びます。法令に基づき又は財政措置により、国・都道府県・市町村が、専門性のある指導体制の確保や教材の確保、施設・設備の整備等、教育環境の整備をそれぞれ行うものです。

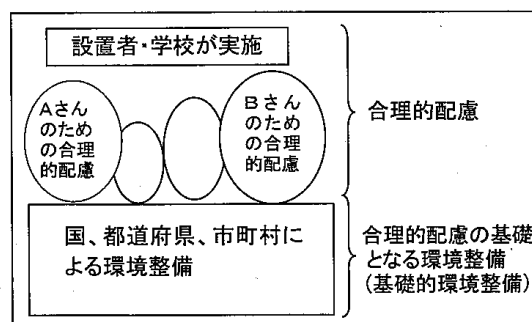


図 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

インクルーシブ教育システムの構築に向けて

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のホームページには、合理的配慮の例が掲載されています。インターネットで「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」を検索してみてください。

交流及び共同学習をスムーズに進めるために

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習においては、一人一人の教育的ニーズに応じてスムーズに、そして効果的に行えるようにすることが大切です。

1 児童生徒の理解を進めるために

職員会議等で顔写真などを使って対象児童生徒を知らせ、紙面を使いながら、配慮事項などの共通理解を図る場を設けるとよいでしょう。

児童生徒の障害特性によっては、保護者や本人の意向も確認した上で、全校の児童生徒に対し、あるいは、学年、交流学級、所属部活動などの場に、担当職員が出向き話をする機会を設ける場合もあります。

2 学年行事等への参加のために

年度当初に各学年部との連絡を取り、遠足や社会見学、宿泊行事、プール開き、修学旅行など、行事の日程等について、必ず確認をしましょう。その際、特別支援学級の児童生徒の参加の仕方や、指導体制について共通理解を図っておきましょう。さらに、行事がせまってきたら学年部会にも出席し、当日の活動内容を理解しておく、児童生徒も担当職員も見通しをもって、安心して行事に参加できます。

3 交流及び共同学習を効果的に行うために

特別支援学級の児童生徒も交流学級の一員であることを児童生徒に理解してもらうために、自己紹介カード（資料3）や作品を入れていく個人掲示用フォルダなどを交流学級に掲示してもらうことも一つの方法になります。

交流学級での所属感をもたせるとともに、その後の授業にも行きやすくなるので、年度当初の交流学級での自己紹介や学級開き、学校行事には積極的に参加するとよいでしょう。



社会的自立をめざして

社会自立をめざした進路指導

社会自立とは、児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことを指しています。しかし、特別支援学級に通う児童生徒は、コミュニケーションや日常生活への適応が苦手であることが多く、生活年齢や発達段階に応じて、より具体的で、より生活に結び付いた経験の積み重ねが重要になります。このことにより、児童生徒が自分を理解し、自分に合った生活、人生を

自己選択・自己決定できる能力を育てるとともに、自分なりの人生観、価値観をもてるようにすることが大切です。

進路指導では、将来の社会人・職業人としての子どもの姿を描き、どこの場でのどのような経験を積み重ねていくことが社会自立につながるのかを、本人・保護者・学校で一緒に考えていくことが必要です。

発達課題を踏まえた指導・支援

進路指導を進めるにあたっては、現在の児童生徒の生活年齢や発達段階に応じた発達課題を知る必要があります。

発達課題は、発達段階順に大きく3つにまとめることができます。

①「身辺自立」

衣服の着脱、食事、排泄等、身の回りのことが自分一人でするようにします。また、家庭や学校生活を送る上で必要な基本マナーを身に付け生活のリズムを確立します。

特別支援学校においては、小学部段階の発達課題としてあげられています。

②「生活自立」

洗濯、買い物、調理、掃除等、家庭での役割が果たせるようになることです。また、学校内外での生活に必要な決まりやマナーを身に付け、地域生活に適応できる基本行動を確立します。

特別支援学校においては、中学部段階の発達課題としてあげられています。

③「社会自立」

人と上手にコミュニケーションをとったり、作業に一生懸命取り組んだりし

ながら、働く生活を送ることができるようになることです。職業生活・社会生活を中心とした生活リズムを定着させます。

これらの発達課題を支えるものが「学力」、「体力」、「家庭力」などです。

(次ページ、社会自立につながる子ども像 ～育てたい8つの力～)

健康で過ごすことが何よりも大事で、それを日々支えるのが「体力」です。そして、もう一つの支えとなるのが「家庭力」です。家庭は、生活リズムを整え、心の安らぎを与えながら、家事や親の姿を通して仕事の苦労ややりがい、楽しさを伝える重要な場なのです。

学校においては、社会自立につながる指導を、各教科をはじめ、教育活動全体を通して行うことが大切です。また、家庭においては、あいさつや返事をきちんと教え、家庭での役割を与えながら見届け、認めることで、働く喜びや成就感が育まれます。

社会的自立をめざして

育てたい8つの力

社会自立に向けては、次のような力が大切です。将来を見据え、家庭や各関係機関と連携し、早期から指導・支援していく必要があります。

- ① 体力
- ③ 身辺処理力
- ⑤ 作業力
- ⑦ コミュニケーション力
- ② 家庭力
- ④ 心力
- ⑥ 社会力
- ⑧ 学力



社会自立につながる子ども像 ～育てたい8つの力～



インクルーシブ

平成 27 年度版「社会自立をめざして 発達支援教育・進路指導のてびき」（浜松市教育委員会）より